

第 1 0 1 号議案

足立区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師
の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 3 年 1 2 月 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師
の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

足立区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公
務災害補償に関する条例（平成 1 4 年足立区条例第 2 0 号）の一部を次
のように改正する。

第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（定義）

第 1 条の 2 この条例において「年度」とは、4 月 1 日から翌年 3 月 3
1 日までをいう。

第 3 条第 2 項中「別表に定める額」を「都立学校の学校医、学校歯科
医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和 3 7 年東京都条例
第 8 0 号。以下「都条例」という。）第 4 条第 2 項に規定する額」に改
め、同条第 3 項中「第 1 号に該当する扶養親族については 4 5 0 円を、
第 2 号から第 5 号までのいずれかに該当する扶養親族のうち 2 人までの
扶養親族についてはそれぞれ 2 0 0 円（学校医等に第 1 号に該当する扶
養親族がなく、扶養親族である第 2 号に該当する子がある場合にあって
は、そのうち 1 人については、4 5 0 円）を、その他の扶養親族につい
ては 1 人につき 1 6 7 円」を「都条例第 4 条第 3 項の規定を準用して算
出する額」に改め、同条第 4 項中「（以下この項において「特定期間」
という。）」を削り、「子がいる場合は」を「子がいる場合の補償基礎
額は」に、「1 3 4 円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数（同項

第1号に該当する者がなく、特定期間にある扶養親族たる子がいる場合は、特定期間にある当該扶養親族たる子の数から1を減じた数)を乗じて得た額を同項の規定による金額に加算して得た額をもって補償基礎額と」を「都条例第4条第4項の規定を準用して算出する額と」に改める。

第4条第1項中「長期療養者の休業補償を受けるべき学校医等の休業補償を支給すべき事由が生じた日の属する年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。)の4月1日における年齢に応じ区長」を「都条例第4条の2第1項の規定に基づき東京都教育委員会」に改め、同条第2項を削る。

第5条第1項中「年金たる補償を受けるべき学校医等の年金たる補償を支給すべき月の属する年度の4月1日(以下この項において「基準日」という。)における年齢(遺族補償年金を支給すべき場合にあっては、学校医等の死亡がなかったものとして計算した場合に得られる当該学校医等の基準日における年齢)に応じ区長」を「都条例第4条の3第1項の規定に基づき東京都教育委員会」に改め、同条第2項を削る。

第8条第2項第1号中「313倍」を「都条例第6条の2第2項第1号に規定する倍数」に改め、同項第2号中「277倍」を「都条例第6条の2第2項第2号に規定する倍数」に改め、同項第3号中「245倍」を「都条例第6条の2第2項第3号に規定する倍数」に改める。

第9条第3項第1号中「313倍」を「都条例第7条第3項第1号に規定する倍数」に改め、同項第2号中「277倍」を「都条例第7条第3項第2号に規定する倍数」に改め、同項第3号中「245倍」を「都条例第7条第3項第3号に規定する倍数」に改め、同項第4号中「213倍」を「都条例第7条第3項第4号に規定する倍数」に改め、同項第5号中「184倍」を「都条例第7条第3項第5号に規定する倍数」に改め、同項第6号中「156倍」を「都条例第7条第3項第6号に規定する倍数」に改め、同項第7号中「131倍」を「都条例第7条第3項

第7号に規定する倍数」に改め、同条第4項第1号中「503倍」を「都条例第7条第4項第1号に規定する倍数」に改め、同項第2号中「391倍」を「都条例第7条第4項第2号に規定する倍数」に改め、同項第3号中「302倍」を「都条例第7条第4項第3号に規定する倍数」に改め、同項第4号中「223倍」を「都条例第7条第4項第4号に規定する倍数」に改め、同項第5号中「156倍」を「都条例第7条第4項第5号に規定する倍数」に改め、同項第6号中「101倍」を「都条例第7条第4項第6号に規定する倍数」に改め、同項第7号中「56倍」を「都条例第7条第4項第7号に規定する倍数」に改める。

第11条第2項第1号中「10万4,730円を超えるときは、10万4,730円」を「都条例第8条の2第2項第1号に規定する額を超えるときは、同号に規定する額」に改め、同項第2号中「5万6,790円以下であるときに限る。）5万6,790円」を「都条例第8条の2第2項第2号に規定する額以下であるときに限る。）同号に規定する額」に改め、同項第3号中「5万2,370円を超えるときは、5万2,370円」を「都条例第8条の2第2項第3号に規定する額を超えるときは、同号に規定する額」に改め、同項第4号中「2万8,400円以下であるときに限る。）2万8,400円」を「都条例第8条の2第2項第4号に規定する額以下であるときに限る。）同号に規定する額」に改める。

第14条第1項第1号中「153倍」を「都条例第11条第1項第1号に規定する倍数」に、「175倍」を「、同号に規定する、55歳以上の妻又は障がいの状態にある妻について適用する倍数」に改め、同項第2号中「201倍」を「都条例第11条第1項第2号に規定する倍数」に改め、同項第3号中「223倍」を「都条例第11条第1項第3号に規定する倍数」に改め、同項第4号中「245倍」を「都条例第11条第1項第4号に規定する倍数」に改める。

第17条第2項第2号中「権利消滅年度の4月1日において経験年数

に応じて定められていた補償基礎額を当該各年度の4月1日におけるそれぞれこれに対応する補償基礎額で除して得た率を基準として区長」を「都条例第14条第2項第2号の規定に基づき東京都教育委員会」に改める。

第19条第1項第1号中「400倍」を「都条例第16条第1項第1号に規定する倍数」に改め、同項第2号中「700倍」を「都条例第16条第1項第2号に規定する倍数」に改め、同項第3号中「1,000倍」を「都条例第16条第1項第3号に規定する倍数」に改める。

第25条中「31万5,000円に補償基礎額の30倍」を「都条例第20条に規定する額に、補償基礎額に同条に規定する倍数を乗じて得た額」に改める。

付則に次の1条を加える。

(準用条例の適用)

第9条 この条例が準用する都条例が改正された場合にあっては、改正後の都条例は、同条例の適用の日をもってこの条例に準用するものとする。

別表を削る。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の足立区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間において支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき事由が生じたその他の補償については、なお従前の例による。

(提案理由)

小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等について、都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例に定める額等を準用するとともに、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。